（別紙１）

平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業における事業者登録の実施について

１．事業者登録の実施について

平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業（以下「本事業」という。）については、

① 交付申請前に提案公募・採択を行う「事前採択タイプ」

② 交付申請前の事前採択を行わない「通年申請タイプ」

の２通りの申請方法で受け付けることとする。

一方で本事業の実施に当たっては、交付申請前に、補助対象となるインスペクション等を実施する必要があることから、本事業の補助金交付事務を実施する支援室において、補助事業を実施しようとする事業者を把握するため、採択に代えて、本事業を実施しようとする事業者に関する情報を評価室に登録する「事業者登録」を導入することとする。

２．事業者登録の意義・効果について

事業者登録を行った以降は、補助金の交付が確約されるものではないことを了知した上で、リフォーム工事を除いて本事業に着手することができることとする。

また、登録された事業者情報については、本事業ホームページ（http://www.kenken.go.jp/chouki_r/）において公表し、一般に閲覧可能とする。

事業者登録を行った事業者は、公表に同意したものとして、事業者情報の公表を拒否することはできない。

３．事業者登録の方法について

本事業における事業者登録の基本的な手続きは次のとおりとする。

① 本事業ホームページから、アカウント発行を行う。

※ 事業者の種別、担当者の氏名・メールアドレスを入力

② アカウント発行時に事業者登録に係る同意事項（別紙２参照）の確認を行う。

※ 同意しない場合、事業者登録はできません。

③ 担当者のメールアドレスに宛てて、事業者ポータルサイトのアドレス、ＩＤ（事業者番号）、パスワードが送信される。

④ 事業者ポータルサイトにＩＤ、パスワードを入力して、ログインし、事業者情報に係る必要事項を登録する。

事業者登録の詳細及び事業者ポータルサイトの利用方法については、別添「長期優良住宅化リフォーム推進事業の流れ」を参照すること。

登録住宅リフォーム事業者団体（以下、「登録団体」という。）において一括登録する場合は、次のとおりの流れとなる。

① 登録団体において、構成員のうち本事業の実施意向を有する事業者について、別紙２の同意事項を了解することを確認した上で、事業者登録に必要な情報をとりまとめる。

② とりまとめた情報を評価室に報告することにより、一括して事業者登録が行われる。

③ 事業者登録が行われると、各事業者の担当者メールアドレス宛に、ＩＤとパスワードが送信され、事業者ポータルサイトにログイン可能となる。